

福岡県道路交通法施行細則（案）新旧対照表

〔昭和47年4月1日〕
福岡県公安委員会規則第7号

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
<p>目次～第1条（略）</p> <p>【追加】</p>	<p>目次～第1条（略）</p> <p><u>（原動機を用いる小児用の車の確認）</u></p> <p><u>第1条の2 規則第1条第2項に規定する特定の経路を通行させることその他の特定の方法により通行させる小児用の車（通行させる者が乗車することができないものに限る。以下「小児用の車」という。）の確認（以下この条及び次条において「確認」という。）を受けようとする者は、確認申請書（小児用の車）（様式第1号）により当該小児用の車の通行の場所を管轄する警察署長（その通行の場所が福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長）に申請しなければならない。</u></p> <p><u>2 警察署長は、前項の確認申請書（小児用の車）を受理し、確認を行ったときは、確認証（小児用の車）（様式第1号の2）を交付するものとする。</u></p> <p><u>3 前項の確認を受けた小児用の車の利用者（次条において「確認を受けた利用者」という。）は、当該小児用の車を道路において利用するときは、当該小児用の車に係る確認証を携帯しなければならない。</u></p> <p><u>（確認証（小児用の車）の記載事項の変更届出等）</u></p> <p><u>第1条の3 確認を受けた利用者は、当該確認証（小児用の車）の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を届け出て書換えを受けなければならない。</u></p> <p><u>2 確認を受けた利用者は、確認証（小児用の車）を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに再交付を受けなければなら</u></p>

【追加】

(原動機を用いる身体障害者用の車いすの確認)

第1条の2 規則第1条の4第2項に規定する車体の大きさの基準に適合しない車いす(以下「車いす」という。)の確認(以下「確認」という。)を受けようとするときは、市町村長にあっては通知書(様式第1号)、その他の者にあっては確認申請書(様式第2号)により当該車いすの利用者の住所地を管轄する警察署長に通知し、又は申請しなければならない。

2 警察署長は、前項の通知書又は確認申請書を受理し、確認を行ったときは、確認証(様式第3号)を送付し、又は交付するものとする。

3 前項の確認を受けた車いすの利用者(以下「確認を受けた利用者」という。)は、当該確認に係る車いすを道路において利用するときは、当該車いすに係る確認証を携帯しなければならない。

(確認証の記載事項の変更届出等)

第1条の3 確認を受けた利用者は、当該確認証の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を届け出て書換えを受けなければならない。

2 確認を受けた利用者は、確認証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに再交付を受けなければならない。

らない。

3 確認を受けた利用者は、当該小児用の車を利用しなくなったとき、若しくは利用する必要がなくなったとき、又は亡失した確認証(小児用の車)を回復したときは、当該確認証(小児用の車)を速やかに返納しなければならない。

4 前3項の規定による書換え、再交付又は返納は、当該確認証(小児用の車)を交付した警察署長に行わなければならない。

(原動機を用いる身体障害者用の車椅子の確認)

第1条の4 規則第1条の4第2項に規定する車体の大きさの基準に適合しない車椅子(以下「車椅子」という。)の確認(以下この条及び次条において「車椅子の確認」という。)を受けようとするときは、市町村長にあっては通知書(様式第2号)、その他の者にあっては確認申請書(車椅子)(様式第2号の2)により当該車椅子の利用者の住所地を管轄する警察署長に通知し、又は申請しなければならない。

2 警察署長は、前項の通知書又は確認申請書(車椅子)を受理し、車椅子の確認を行ったときは、確認証(車椅子)(様式第3号)を送付し、又は交付するものとする。

3 前項の車椅子の確認を受けたその利用者は、当該車椅子を道路において利用するときは、当該車椅子に係る確認証を携帯しなければならない。

(確認証(車椅子)の記載事項の変更届出等)

第1条の5 第1条の3の規定は、確認証(車椅子)の書換え、再交付及び返納について準用する。この場合において、第1条の3の見出し及び同条中「確認証(小児用の車)」とあるのは「確認証(車椅子)」と、同条第1項から第3項までの規定中「確認を受けた利

3 確認を受けた利用者は、当該車いすを利用しなくなったとき、若しくは利用する必要がなくなったとき、又は亡失した確認証を回復したときは、当該確認証を速やかに返納しなければならない。

4 前3項の書換え、再交付又は返納は、当該確認証を交付した警察署長に行わなければならない。

第2条～第3条の2 (略)

(交通規制の対象から除く車両)

第4条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 車両の通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府、建設省令第3号）別表第1の規制標識のうち「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」及び「車両（組合せ）通行止め」の標識を用いた法第8条第1項の規制をいう。）及び歩行者用道路の規制の対象から除く車両

ア～エ (略)

オ 次に掲げる車両で、かつ、福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が交付した通行禁止除外指定車の標章（様式第5号）を掲出しているもの

(イ)～(ク) (略)

(2)の2～(4) (略)

2～7 (略)

第5条～第30条 (略)

(免許の取消しの申請等)

第31条 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請、同条第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請、規則第3

用者」とあるのは「前条第2項の車椅子の確認を受けた利用者」と、同条第3項中「当該小児用の車」とあるのは「当該車椅子」と読み替えるものとする。

第2条～第3条の2 (略)

(交通規制の対象から除く車両)

第4条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 車両の通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府、建設省令第3号）別表第1の規制標識のうち「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」及び「車両（組合せ）通行止め」の標識を用いた法第8条第1項の規制をいう。）及び歩行者用道路の規制の対象から除く車両

ア～エ (略)

オ 次に掲げる車両で、かつ、公安委員会が交付した通行禁止除外指定車の標章（様式第5号）を掲出しているもの

(イ)～(ク) (略)

(2)の2～(4) (略)

2～7 (略)

第5条～第30条 (略)

(免許の取消しの申請等)

第31条 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請、同条第5項（同法第105条第2項において準用する場合を含む

0 条の 1 2 第 1 項の規定による運転経歴証明書
の記載事項の変更の届出及び規則第 3 0 条
の 1 3 第 1 項の規定による運転経歴証明書の
再交付の申請は、福岡県警察本部交通部運転
免許管理課、運転免許試験場、ゴールド免許
センター（法第 1 0 1 条第 1 項又は第 1 0 1
条の 2 第 1 項に規定する免許証の更新と同時
に行う法第 1 0 4 条の 4 第 1 項の規定による
免許の取消しの申請及び規則第 3 0 条の 1 2
第 1 項の規定による運転経歴証明書の記載事
項の変更の届出に限る。）又は警察署に行う
ものとする。

2～4 （略）

5 法第 1 0 4 条の 4 第 5 項の規定による運転
経歴証明書の交付の申請を運転免許試験場
に行おうとする者は、前項の申請書に申請用写
真を添付することを要しない。

6 （略）

第 3 1 条の 2～別表第 3 （略）

様式目次

様式番号	様式名	関係条文
第 1 号	通知書	第 1 条の 2
第 2 号	確認申請書	第 1 条の 2
第 3 号	確認証	第 1 条の 2
.....
第 7 1 号	運転免許取得者教育変更届 出書	第 3 3 条の 1 0

【追加】

【追加】

。）の規定による運転経歴証明書の交付の申
請、規則第 3 0 条の 1 2 第 1 項の規定による
運転経歴証明書の記載事項の変更の届出及び
規則第 3 0 条の 1 3 第 1 項の規定による運転
経歴証明書の再交付の申請は、福岡県警察本
部交通部運転免許管理課、運転免許試験場、
ゴールド免許センター（法第 1 0 1 条第 1 項
又は第 1 0 1 条の 2 第 1 項に規定する免許証
の更新と同時に行う法第 1 0 4 条の 4 第 1 項
の規定による免許の取消しの申請及び規則第
3 0 条の 1 2 第 1 項の規定による運転経歴証
明書の記載事項の変更の届出に限る。）又は
警察署に行うものとする。

2～4 （略）

5 法第 1 0 4 条の 4 第 5 項（同法第 1 0 5 条
第 2 項において準用する場合を含む。）の規
定による運転経歴証明書の交付の申請を運転
免許試験場に行おうとする者は、前項の申請
書に申請用写真を添付することを要しない。

6 （略）

第 3 1 条の 2～別表第 3 （略）

様式目次

様式番号	様式名	関係条文
第 1 号	確認申請書（小児用の車）	第 1 条の 2
第 1 号の 2	確認証（小児用の車）	第 1 条の 2
第 2 号	通知書	第 1 条の 4
第 2 号の 2	確認申請書（車椅子）	第 1 条の 4
第 3 号	確認証（車椅子）	第 1 条の 4
.....
第 7 1 号	運転免許取得者教育変更届 出書	第 3 3 条の 1 0

様式第 1 号（第 1 条の 2 関係）

別添 1 のとおり

様式第 1 号の 2（第 1 条の 2 関係）

別添 2 のとおり

様式第1号（第1条の2関係）

通 知 書			
		年 月 日	
警察署長 殿			
		通知者	印
記			
1 受給者 住所			
氏名		年齢 歳	
		電話番号	
2 支給に係る電動車いすの概要			
(1) 車いすの名称			
(2) 型式			
(3) 製品番号			
(4) 車いすの大きさ			
長さ	センチメートル		
幅	センチメートル		
高さ	センチメートル		

備考 当該支給に係る決定通知書及び判定書の写しを添付すること。
(A 4)

様式第2号（第1条の4関係）

通 知 書			
		年 月 日	
警察署長 殿			
		通知者	印
記			
1 受給者 住所			
氏名		年齢 歳	
		電話番号	
2 支給に係る電動車椅子の概要			
(1) 車椅子の名称			
(2) 型式			
(3) 製品番号			
(4) 車椅子の大きさ			
長さ	センチメートル		
幅	センチメートル		
高さ	センチメートル		

備考 当該支給に係る決定通知書及び判定書の写しを添付すること。
(A 4)

様式第2号（第1条の2関係）

確 認 申 請 書			
		年 月 日	
警察署長 殿			
		住所 申請者 氏名	
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の4第2項の規定に基づき、同項の確認を申請します。			
確認を受けようとする原動機を用いる車いすの利用者	住所 氏名	年齢 歳 電話番号	
利用者以外の者が申請する場合	(利用者との続柄)		
理 由			
確認を受けようとする原動機を用いる車いす	車いすの名称		
	型式		
	製品番号		
	大きさ		
	長さ	センチメートル	
	幅	センチメートル	
	高さ	センチメートル	
	その他特定事項		

備考 氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
(A 4)

様式第2号の2（第1条の4関係）

確 認 申 請 書（車椅子）			
		年 月 日	
警察署長 殿			
		住所 申請者 氏名	
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の4第2項の規定に基づき、同項の確認を申請します。			
確認を受けようとする原動機を用いる車椅子の利用者	住所 氏名	年齢 歳 電話番号	
利用者以外の者が申請する場合	(利用者との続柄)		
理 由			
確認を受けようとする原動機を用いる車椅子	車椅子の名称		
	型式		
	製品番号		
	大きさ		
	長さ	センチメートル	
	幅	センチメートル	
	高さ	センチメートル	
	その他特定事項		

備考 氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
(A 4)

様式第3号 (第1条の2関係)

	7.5センチメートル		
	第 号	交付 年 月 日	
	確 認 証		
	<p>道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の4第2項の規定に基づき、下記の利用者が下記の<u>車いす</u>を利用することがやむを得ないことを確認する。</p>		
	警察署長 印		
	記		
	1 利用者		
	住所		
	氏名		
	年齢 歳		
	電話番号		
	2 車いすの概要		
	(1) 車いすの名称		
	(2) 型式		
	(3) 製品番号		
	(4) 車いすの大きさ		
	長さ	センチメートル	
	幅	センチメートル	
	高さ	センチメートル	
	(5) その他特定事項		
	注意事項		
	1 確認を受けた <u>車いす</u> を道路で利用するときは、必ずこの確認証を携帯してください。		
	2 確認を受けた <u>車いす</u> の利用をやめたときは、速やかに確認証を返納してください。		

様式第4号～様式第50号の2 (略)

様式第51号 (第31条関係)

運転経歴証明書 交付 申請書 再交付				写 真 (3.0×2.4cm)
年 月 日				
福岡県公安委員会 殿				
フリガナ		生 年 月 日 生	年 月 日 生	
氏 名		月 日	(歳)	
		性 別	男 ・ 女	
住 所		電 話 番 号		
運転免許取消年月日	年 月 日			
取消通知書番号	第 号			
申請取消受理窓口				
運転経歴証明書番号				
再 交 付 理 由	・亡失 ・滅失 ・汚損 ・破損 ・その他 ()			
住 所 確 認 書 類	・住民票 ・公的郵便物等 ・保険証 ・その他 ()			
添 付 書 類	・運転経歴証明書 ・亡失等事実証明書類 ()			
県外からの転入者の転出元都道府県名				

注 1 申請者は、太枠内のみ記入すること。
2 該当するものを○印で囲むこと。

(A4)

様式第52号～様式第71号 (略)

様式第3号 (第1条の4関係)

	7.5センチメートル		
	第 号	交付 年 月 日	
	確 認 証 (車 椅 子)		
	<p>道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の4第2項の規定に基づき、下記の利用者が下記の<u>車椅子</u>を利用することがやむを得ないことを確認する。</p>		
	警察署長 印		
	記		
	1 利用者		
	住所		
	氏名		
	年齢 歳		
	電話番号		
	2 車椅子の概要		
	(1) 車椅子の名称		
	(2) 型式		
	(3) 製品番号		
	(4) 車椅子の大きさ		
	長さ	センチメートル	
	幅	センチメートル	
	高さ	センチメートル	
	(5) その他特定事項		
	注意事項		
	1 確認を受けた <u>車椅子</u> を道路で利用するときは、必ずこの確認証を携帯してください。		
	2 確認を受けた <u>車椅子</u> の利用をやめたときは、速やかに確認証を返納してください。		

様式第4号～様式第50号の2 (略)

様式第51号 (第31条関係)

運転経歴証明書 交付 申請書 再交付				写 真 (3.0×2.4cm)
年 月 日				
福岡県公安委員会 殿				
フリガナ		生 年 月 日 生	年 月 日 生	
氏 名		月 日	(歳)	
		性 別	男 ・ 女	
住 所		電 話 番 号		
運転免許取消年月日	年 月 日			
取消通知書番号	第 号			
申請取消受理窓口				
運転経歴証明書番号				
再 交 付 理 由	・亡失 ・滅失 ・汚損 ・破損 ・その他 ()			
住 所 確 認 書 類	・住民票 ・公的郵便物等 ・保険証 ・その他 ()			
添 付 書 類	・運転経歴証明書 ・亡失等事実証明書類 ()			
県外からの転入者の転出元都道府県名				

注 1 申請者は、太枠内のみ記入すること。
2 該当するものを○印で囲むこと。

(A4)

様式第52号～様式第71号 (略)

